

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-514534(P2005-514534A)

【公表日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2005-019

【出願番号】特願2003-558250(P2003-558250)

【国際特許分類】

D 0 4 H	1/54	(2006.01)
A 6 1 F	5/44	(2006.01)
D 0 4 H	1/40	(2006.01)
D 0 4 H	1/42	(2006.01)
D 0 4 H	3/16	(2006.01)
A 6 1 F	13/53	(2006.01)
A 6 1 F	13/49	(2006.01)
A 6 1 F	13/15	(2006.01)
A 6 1 F	13/472	(2006.01)

【F I】

D 0 4 H	1/54	Q
A 6 1 F	5/44	H
D 0 4 H	1/40	B
D 0 4 H	1/42	G
D 0 4 H	3/16	
A 4 1 B	13/02	D
A 4 1 B	13/02	N
A 6 1 F	13/18	3 0 7 G
A 6 1 F	13/18	3 8 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月31日(2005.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結合剤と粒子コーティングを施した超吸収体材料の粒子との均質混合物を含む複合吸収性ウェブであって、前記複合吸収性ウェブが、約2重量パーセント以上の熱可塑性結合剤繊維と約98重量パーセント以下の粒子コーティングを施した超吸収性材料の粒子とを含み、

前記複合吸収性ウェブは、縁圧縮が約1.2g/gsm未満であり、飽和容量が約1.8g/gより大きく、さらに湿潤引張強度が約0.5g/gsm/インチより大きい、前記複合吸収性ウェブ。

【請求項2】

前記粒子コーティングを施した超吸収性材料の粒子が、前記複合吸収性ウェブの約30%~約97%をなし、前記結合剤が前記複合吸収性ウェブの約70%~約3%をなす、請求項1に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項3】

前記粒子コーティングを施した超吸収性材料が、セルロースコーティングを施した超吸収性材料を含む、請求項1または2に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項4】

前記結合剤が熱可塑性纖維を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項5】

前記熱可塑性纖維が2成分纖維である、請求項4に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項6】

前記熱可塑性纖維がPE/PETステーブル纖維である、請求項4に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項7】

前記結合剤がメルトプローン纖維を含む、請求項4に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項8】

前記結合剤がエラストマー纖維を含む、請求項4に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項9】

前記エラストマー纖維が、スチレン-イソブレン-スチレンブロックコポリマー、スチレン-ブタジエン-スチレンブロックコポリマー、スチレン-エチレン/ブチレン-スチレンブロックコポリマー、スチレン-エチレン/プロピレン-スチレンブロックコポリマー、ポリウレタン、ポリアミドエラストマー、ポリエステルエラストマー、ポリオレフィンホモポリマー-エラストマー及びポリオレフィンコポリマー-エラストマー、アタクチックポリプロピレン、エチレン酢酸ビニルコポリマー、密度が約0.89グラム/cc未満のシングルサイトあるいはメタロセン触媒ポリオレフィン、及びこれらの組合せからなる群から選ばれるポリマーを含む、請求項8に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項10】

前記複合吸収性ウェブの坪量が、約50gsmと約1500gsmとの間である、請求項1～9のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項11】

非コーティング超吸収性材料、パルプ纖維、合成纖維、臭気制御剤、及びその他の天然又は合成材料のうちの少なくとも1つを更に含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項12】

前記複合吸収性ウェブの吸収容量が約15g/gと約40g/gとの間である、請求項1～11のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項13】

前記複合吸収性ウェブの密度が約0.1g/ccと約0.5g/ccとの間である、請求項1～12のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項14】

前記結合剤が前記複合吸収性ウェブの約40重量パーセント未満をなす、請求項1～13のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項15】

前記結合剤が前記複合吸収性ウェブの約10重量パーセント未満をなす、請求項1～14のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項16】

前記複合吸収性ウェブが支持部材を更に含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の複合吸収性ウェブ。

【請求項17】

前記支持部材が、スパンボンドウェブ、メルトプローンウェブ、不織ウェブ、ティッシュウェブ、又はパルプウェブのうちの少なくとも1つを含む、請求項16に記載の複合吸収性ウェブ。